

第47回「九州インタークラブ競技大会決勝」競技規定

主催：九州ゴルフ連盟

開催期日：平成29年10月12日（木）

開催会場：南九州カントリークラブ

〒899-2504 鹿児島県日置市伊集院町郡549 TEL 099-273-2555 FAX 099-273-6553

1. ゴルフ規則

日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則、および本競技ローカルルールを適用する。

2. 競技委員会の裁定

競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

3. プレーの条件

18ホール・ストロークプレーによるティーム競技とし、出場選手6名中上位5名の合計スコアによって順位を決定する。

4. タイの決定

(1) 出場選手6名中上位5名の合計スコアがタイの場合は、6名全員の合計スコアにより順位を決定する。

(2) (1)がタイの場合は、順次最少スコアの者(最少スコアの者がタイの場合、次位の最少スコアの者を比較)のチームを上位とする。

(3) (2)がタイの場合は、55歳以上の第1順位登録者のスコアによる。

(4) (3)がタイの場合は、55歳以上の第1順位登録者のマッチング・スコアカード方式により順位を決定する。

5. クラブと球の規格

(1) 適合ドライバーヘッドリスト(規則付I(B)1a)を適用する。(ゴルフ規則176ページ参照)

(2) 溝とパンチマークの規格(裁定4-1/1)『2010年1月1日施行の溝とパンチマークの仕様とその競技の条件』を適用する。

(付属規則II 5c注2 ゴルフ規則201ページ参照、2016-2017 ゴルフ規則裁定集 79ページ参照)

(3) 公認球リスト(規則付I(B)1b)を適用する。(ゴルフ規則177ページ参照)

6. 競技終了時点

本競技は、競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

7. 参加資格

本年度インタークラブ各県地区競技大会において、本競技への出場資格を取得したクラブ、および本競技開催クラブとする。なお、登録選手参加資格は、各県地区競技大会参加資格に準ずる。

委員会は、競技中を含めいつでも出場に相応しくないと判断した者の参加資格を取り消すことができる。

8. 選手登録、および選手名簿の提出

参加クラブは、1クラブ出場選手6名(55歳以上の者3名以上を含む)、および補欠選手2名(55歳以上の者1名以上を含む)を登録し、選手名簿にスタート順に氏名、年齢、生年月日を記載して九州ゴルフ連盟に提出する。(年齢は平成29年12月31日現在を適用する。)

9. 選手名簿提出締切日

9月7日(木)

締切日必着とし、締切日以降の申込みは理由の如何を問わず受けない

10. 登録選手の変更、および補欠選手の交替

締切日以降に登録選手を変更することはできない。ただし、各県地区競技大会と登録選手は変更することができる。なお、締切日以降に変更を伴う事情が発生した場合、九州ゴルフ連盟に文書で変更理由を提出し、委員会の判断を仰ぐことができる。

また、出場選手が欠場により補欠選手と交替する場合は、競技開催日前日15:00までに委員会に選手交替届を提出し、該当する欠場選手と予め登録した補欠選手を交替することができる。

なお、競技当日、出場選手がやむを得ない事情により欠場する場合は、第1組のスタート30分前までに委員会に選手

交替届を提出し、委員会が認めた場合、該当欠場選手と予め登録した補欠選手と交替することができる。

11. 組合せおよびスタート時間

組合せ決定後、参加クラブへ通知するとともに、九州ゴルフ連盟ホームページで発表する。

12. 賞

優勝クラブ	優勝楯、およびチーム出場全選手にメダル
2位・3位	表彰楯、およびチーム出場全選手にメダル
ベストグロス	最少スコアの選手に記念品を贈呈
選手全員に参加賞	

13. 指定練習日およびプレー費

開催日の2週間前から2回（原則として土・日・祝日を除く）チーム毎に開催コースに（出場選手6名、補欠2名）申込み、そのコースが予め定めた日時に練習することができる。

なお、大会前日の練習は14:00で打ち切るため、遠隔地クラブの練習を優先し、開催県の出場クラブの練習は受け付けない。

規定の練習日、および競技当日のプレー費（キャディーフィ、税金など含む）は、参加チームが負担する。規定による練習および競技当日のプレー費は、会員扱いとする。

14. 登録選手の待遇

別途通達による。

15. 成績発表

競技終了後、直ちに成績発表、表彰および閉会式を行なうので入賞チーム、開催クラブ、およびベストグロスの選手は必ず出席すること。

16. 個人情報に関する同意内容

参加者は、参加申込みに際し、主催者が取得する参加申込者の個人情報を主催者の目的の範囲内で他に提供（公表）することについて、予め同意することを要する。

17. 肖像権に関する同意内容

参加者は、参加申込みに際し各種記録媒体による収録物、複製物あるいは編集物（適正範囲の編集に限る）にかかる競技者の肖像権を、本競技に関して主催者の目的に反しない範囲で利用するために、主催者に譲渡することを予め承諾することを要する。